

**鳥取県告示第790号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年12月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
河原インター線	変更前	鳥取市河原町高福字長通り776-9地先から同字780地先まで	19.9~26.1	62.0
	変更後	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで	9.5~110.2	6,336.0